

# 寛政改革の一考察

—和泉国日根郡檉井村—

小西愛之助

## 一、享保改革と寛政改革

吉宗の享保改革も、定信の寛政改革も、その「改革」は、幕藩体制に即しての「改革」であって、幕藩体制そのものは基本的に変更はない。従って、その諸政策も、基本的には幕藩体制の強化策であり、その体制を強固にするためのものであった。幕藩体制とは身分差別体制であり、武士が政権を独占し、農工商及び穢多非人の人々は、被支配者としてその体制の下部構造及び基盤を構成し、その身分に位置づけられた。

吉宗も定信も「東照宮」(神君家康)を信仰しており、

その政策の基本は、徳川初代將軍家康の路線を継承しているのである。

幕藩体制は身分差別体制であるとともに、もともと石高制による体制であり、その基盤は農村の農民にあったのである。従って、重農主義の体制であったのであるが、その基盤は貨幣と商品の流通過程を掌握した商人の台頭により、元禄前後より崩壊過程に入りつつあったのであり、幕藩体制そのものも崩壊過程に入りつつあったのである。

享保改革が、重農主義でありながら、その一面に對商業政策にウエイトをおいたのもそのためである。いわゆる田沼時代が、この對商業政策に重点をおき、積極的な重商主義をとったのも、享保改革の對商業政策を継承したからで

ある。しかし、もとより、幕藩体制の基盤である農民政策がその基本にあったことはいうまでもない。寛政改革においては、再び重農主義がとられているが、それは、身分差別体制が農村を基盤としているからである。しかし、享保改革から寛政改革に至る諸政策も、基本的に反動政策である以上、遂には時勢に抗しきれず、幕藩体制の延命策に終る結果となったのである。

吉宗の享保改革は、年貢増徴政策にその基本があるが、それとともに、表裏一体となって幕藩体制をひきしめるための身分差別政策をも遂行したのである。

享保三年(一七一八)十二月には摂津国皮田村改が実施され、享保四年(一七一九)三月には弾左衛門の由緒書が作成され、享保改革における賤民支配の統制は、幕藩体制強化の必要上、その日程に上ったのである。享保五年(一七二〇)には、穢多米の金銀納化、享保六年(一七二一)には、穢多米金銀納の別包化が指令され、享保七年(一七二二)には、穢多頭弾左衛門と非人頭車善七との間に、五年以前よりの支配権をめぐる争論に裁許があり、結局、弾左衛門が由緒書等を証拠として勝訴し、「穢多頭」の下に「非人頭」が所属することとなる。このことは、「穢多」身分の下に「非人」身分が位置づけられたことを意味する。ここに賤民支配体制が確立し、年貢増徴政策を実施する基礎づ

づるゝ事早く、前の廿年はくづるゝ事おそかりけり。」と記しているが、「宝曆明和」のころの二十年が世風くずれることの早かったことをこの文言は示している。

田沼の老中就任は安永元年(一七七二)ではあるけれども、側衆として、徳川第九代將軍家重に勤仕したのは、宝暦元年(一七五一)からであり、宝暦八年(一七五八)九月には一万石の大名となっていて、すでに頭角をあらわしつつあるが、まだ、幕閣の中樞部にはくいこんではない。しかし、徳川第十代將軍家治治政下の宝曆十二年(一七六二)には五千石を増加されて、一万五千石の大名となり、ついで、明和四年(一七六七)七月には、側衆より側用人に拔擢されて、さらに五千石を増加されて、二万石の大名となっている。ついで、明和六年(一七六九)八月より老中格として登用され、さらに五千石を増加されて、二万五千石の大名となっている。ついで、安永元年正月には老中となり、五千石を増加されて、三万石の大名となり、幕閣の中心人物となっている。従って、宝暦元年より安永元年までは、田沼意次の台頭時代とは考えられるが、決して、いまだ、田沼政権の時代ではなかった。だが、この田沼の台頭時代において、田沼の意見又は意見具申が、將軍側近として、將軍を通じて幕閣を動かしていたことは考えられるが、その影響力はどの程度であったのかは疑問であ

けに利用されてゆくこととなるのである。ところで、この由緒書は偽文書のうたがいのあるものであるが、この点に關しては、荒井貢次郎氏が「ここに注意したいのは、為政者は、古文書の価値判断に盲目であったのでは、決してなかったのである。むしろ封建的身分制の強化策として、偽書であっても一応弾左衛門の賤民支配の実力を高く評価した上で、それら穢多文書を政治的に利用し、そこに法的効力を付与したものと問題を正しく理解せねばならないことを強調しておきたい。」(江戸時代における賤民支配の一考察)と指摘されている。

年貢増徴政策の結果、負担の過重する水呑層(無高百姓)の農村よりの離脱を防ぐためにも、賤民統制政策は必要であったのであり、「穢多」身分の下に「非人」身分を位置づけることも必要であったのである。それは、農民の農村よりの離脱を防ぐためではなく、その離脱して野非人となる人々を取締るためにも、賤民統制は必要であったのである。

吉宗死後の宝曆・明和の時代については、定信はその著「宇下人言」において、「いにしへより治世の第一とするは花奢をしりぞけ、末をおさへ本をすゝむることにぞあんなれ。しかるに宝永正徳のころより花奢になりもて行とはいへども、前にもいふごとく宝曆明和之比之廿年は世風く

る。

ここで、注目すべきは、田沼意次の父田沼意行は、もともと紀州家の家臣で、紀州藩主であった吉宗に仕えていたが、吉宗が將軍となった時に吉宗に随って江戸に上り、幕臣となった人であることである。そのことより、田沼意次の思想のなかには、紀州出身の父の感化影響とともに、父の主君であった吉宗よりの影響もまた、考えられるのである。

田沼政権が、時代の流れに即応して重商主義的傾向を有したとしても、幕藩体制そのものを変更する意図はなく、従って、その本質は重農主義であることは当然である。

その意味において、表面的に重商主義の傾向を有するとしても、幕藩体制そのものの基盤である農村及び農民にその支配の重点をおいていたことは当然であって、従って、進歩的かに見える田沼意次も、本質的には保守反動的な政治家であって、幕藩体制の本質である身分差別体制を根柢から修正しようとの意図は毛頭なく、従って、賤民統制政策及び賤民差別政策も、吉宗政権の路線を継承してゆくのである。

それにつづく、定信政権も、身分差別体制を解消さすことは、ゆめゆめ考えてはおらず、むしろ幕藩体制の強化こそ、その使命とした。儒教倫理は、その差別体制に思想

樫井村支配の変遷

第1表

年 代	支 配	備 考
寛文11年(1671)7月8日	岡部 数馬 正教〔領地〕	二代岸和田城主弟
享保4年(1719)7月27日	〃 〃 広高〔 〃 〕	岡部数馬正教子
〃 5年(1720)5月	久下 藤十郎〔天領〕	徳川代官
〃 5年(1720)―	古 郡 文右衛門〔 〃 〕	〃
〃 6年(1721)―	石原清左衛門正利〔 〃 〕	〃
元文3年(1738)11月2日	〃 〃 正頭〔 〃 〕	〃
寛保3年(1743)6月25日	青木 次郎九郎〔 〃 〕	〃
延享3年(1746)2月	小堀十左衛門預所〔 〃 〕	〃
〃 3年(1746)11月	上 倉 彦左衛門〔 〃 〕	〃
寛延2年(1749)7月	石原清左衛門正頭〔 〃 〕	〃 (再任)
宝暦1年(1751)10月	渡 辺 民 部〔 〃 〕	〃
〃 4年(1754)5月	亀 田 三郎兵衛〔 〃 〕	〃
〃 7年(1757)―	内 藤 十右衛門〔 〃 〕	〃
明和7年(1770)9月13日	多羅尾 縫 殿〔 〃 〕	〃
安永3年(1774)―	稲垣藤左衛門〔 〃 〕	〃
〃 4年(1775)―	辻六郎左衛門〔 〃 〕	〃
〃 6年(1777)―	風 祭 甚三郎〔 〃 〕	〃
〃 7年(1778)―	小 堀 数 馬〔 〃 〕	〃
天明6年(1786)11月	牧 野 備 後 守〔領地〕	大坂城代一所司代一老中
〃 8年(1788)―	角 倉 与一玄寿〔天領〕	徳川代官
寛政7年(1795)―	石原清左衛門正範〔 〃 〕	〃
	篠 山 十 兵 衛〔 〃 〕	〃

関西大学所蔵「奥家文書」・泉佐野市南中樫井「奥清春家文書」・「寛政重修諸家譜」・「大阪府全志巻之五」・「泉佐野市史」に拠る。

的、教育的根拠を与えた。いわゆる、「寛政異学の禁」も、定信の差別体質がなされたものであり、寛政改革の基本政策も、幕藩体制本来の重農主義にその施策の重点をおいた。

しかし、時代は、外国船の来航などで、鎖国体制がおびやかされるに至ったのである。鎖国体制もまた身分差別体制を墨守するのには都合であったのであるが、それだけ、身分差別体制の底辺にある「穢多非人」の身分の人々には苛酷であったのである。身分差別体制が当然である、あたり前であるという状態、それが内部からは、商業資本の台頭、百姓一揆の統発とゆきぶりがつづき、武士政権の時代が崩壊しつつあったのである。

定信の儉約令及び綱紀肅正も、武士団への重大なる警告であったが、すでに武士団は、一部のものを除いて、大多数は経済的に破綻を来していたのである。定信政権の遺制は、文化期まで続きはするが、遂に、幕藩体制延命の努力は徒勞に終る結果となるのである。

ともあれ、ここでは、和泉国日根郡樫井村を中心として、寛政改革の実態について述べたい。

二、樫井村明細

(一) 支配

樫井村支配の変遷を示すと、第1表となるが、寛政改革期における樫井村は天領であって、その間の徳川代官は、角倉与一(天明六年十一月より天明八年まで)と石原清左衛門(天明八年より寛政七年まで)の両名である。ともに、粟米二百俵の微禄の代官である。

また、この間の村役人は、庄屋は奥源兵衛(安永元年より文化十一年まで)、年寄は久次郎(寛政四年まで)、伊三郎(寛政四年)の両名である。この村役人は、本村の人々より就任しているが、この庄屋・年寄の下に組頭が複数で存在しており、組頭以上が、この村の幹部である。また、部落の人々も、この村役人の支配下にあるが、組頭が数名存在している。すなわち、村における組織を图示すると、次の通りである。

庄屋―年寄―(本村)組頭―(本村)百姓  
 (部落)組頭―(部落)百姓

なお、部落の人々は、別系統の支配下にあったものと思定されるが、その組織はいまだ明らかではない。

寛政四年九月付「子年樫井村諸納所庭帳」(関西大学所蔵奥家文書四四六)の「渡米」のなかに、庄屋給が五石、年寄給が一石支給されている記載があるが、その他に、番人給が八斗、山池守給が四斗支給されている記載もある。

樫井村に非人番の存在していたことは、右の番人給八斗の支給から明白であるが、寛政三歳亥正月付「用向留」(関西大学所蔵奥家文書五二五)の寛政六年五月十九日付の次の記載から、その組織の一端が明らかとなっている。

乍恐御断奉申上候

石原清左衛門殿御代官所

泉刃日根郡樫井村

一 当月十五日、当村領字川原田と申川岸道端ニ古脇指巻腰捨有之、翌十六日持参仕、御断申上候処、日数三日見合、否可申上旨被為仰付、奉畏、則、海道へ書付札等出

土地明細

延享三年(1746)11月現在

第3表

田	畑	高	反別	石盛
上	田	石	町反畝歩	石
中	田	392.1853	1854.07	2.115余
下	田	67.5671	358.15	1.885余
新	田	41.9159	264.08	1.587余
	田	31.355	313.16	1.一
田計		533.0233	2790.16	
上	畑	6.5128	37.15	1.75内
中	畑	0.3624	2.22	1.326
下	畑	1.4983	11.22	1.277
新	畑	7.97	79.21	1.一
屋	敷	9.4705	56.08	1.683余
入	作	7.1157	57.16	1.237内
畑計		32.9297	245.14	
川	成	4.523	—	
総計		570.476	3036.00	

- (注) 1. 延享三年寅十一月付「泉州日根郡樫井村差出明細帳」(関西大学所蔵奥家文書)に拠る。  
 2. 田畑とも見取場なし。  
 3. 「入作」は兎田村よりの入作である。  
 4. 「川成」は川成の他、永荒・井路無反歩も含む。

における樫井村の人口については、その史料が欠けていて不明である。しかし、安永七年戊五月付「和泉国日根郡樫井村差出帳」(関西大学所蔵奥家文書五〇八)によれば、樫井村の家数は一二七軒、人数は五〇〇人である。その内訳は、本村が九七軒、三八七人であり、部落が三〇軒、一一人となつてゐる。

(三) 土地

その一軒あたりの平均は、村平均が三・九四人、本村平均が三・九九人、部落平均が三・七七人で、本村・部落ともに、一家族約四人の核家族型態であるが、本村より部落の方が、若干その率が低い。

土地についても、寛政改革期における史料は欠けているが、延享三年寅十一月付「泉州日根郡樫井村差出明細帳」(関西大学所蔵奥家文書五〇七)により示したのが、第3表であり、文化式年丑三月付「田畑仕分書上帳」(関西大学所蔵奥家文書一三七)により示したのが、第4表である。これにより、寛政改革期の土地の状況もほぼ明らかとなるが、第4表において注目すべきは、「増高無地」が、七八石五斗五升七合も含まれていることである。「増高無地」とは、土地の無いのに高を増しているものであり、これは、天領になる以前から実施されていたものである。

樫井村がまだ岸和田藩領に含まれている頃、岸和田藩は、五万石の公称石高を二

シ置候得共、尋来候者も無御座、御日限も昨日ニ而相満候故、右品持参仕、乍恐御断奉申上候、尤、昨十八日昼七ツ前、村方非人番吉兵衛并同国貝塚番人小頭伝兵衛、右場所近辺吟味仕候処、同所ノ九間斗東之方、笹之内へ、又々古脇差考腰捨有之を見付、村方へ為相知候ニ付、罷越及見候処、相違無御座候、右品今日持参可仕候、番人共申候へ、御断之上、村方ノ持参仕候様被仰付候哉、番人共ノ持参仕候様ニ被為仰付候儀ニ候へ、番人共持参仕度様、申之、番ニ付罷在候、依之、乍恐御断奉申上候、已上

寛政六年寅五月十九日 年寄伊三郎

御奉行様

右御断申上候処、先達屯而之脇指ハ欠所ニ被召上、此度之脇指ハ罷歸リ村方ノ持参可仕様被仰渡候

すなわち、右の文書により、樫井村非人番吉兵衛の上役として貝塚番人小頭伝兵衛が存在していることは明白である。それとともに、上司として奉行の存在していることも明白である。この奉行が大坂町奉行か堺町奉行かは判然としないが、次の組織図が想定される。

奉行一頭一貝塚小頭一樫井村非人番

(二) 人口

樫井村人口動態を示すと、第2表となるが、寛政改革期

第2表 樫井村人口動態

年 代	本 村		部 落		計		史料
	家数	人 数	家数	人 数	家 数	人 数	
宝永7年 (1710) 5月1日	一軒	一人	一軒	一人	112軒	650人	A
享保5年 (1720) 8月	94	483	16	55	110	538	B
〃 18年 (1733) 2月	104	502	19	84	123	586	C
寛保3年 (1743)	—	—	21	86	—	—	D
延享3年 (1746) 11月	95	474	23	96	118	570	E
宝暦3年 (1753)	—	—	22	90	—	—	F
明和8年 (1771)	—	—	21	107	—	—	G
安永7年 (1778) 5月	97	387	30	113	127	500	H
寛政8年 (1796) 8月10日	—	361	—	—	—	—	I

A 宝永七年寅五月朔日付「巡見使差上扣」、B 享保五年子八月付「和泉国日根郡樫井村鑑」、C 享保十八年丑二月付「乍恐以書上御断申上候(飢入届)」、D 「部落の歴史上第9表」、E 延享三年寅十一月付「泉州日根郡樫井村差出帳」、F 「部落の歴史上第9表」、G 「部落の歴史上第9表」、H 安永七年戊五月付「和泉国日根郡樫井村差出帳」、I 寛政三歳亥正月付「用向留」に拠る。以上の内、「A・B・C・E・H・I」は、関西大学所蔵「奥家文書」であり、「I」の「用向留」は、冊子で寛政三歳亥正月より文化十一年までの留書である。

(一八四一)に至る、天領の「御取箇辻書付」が記されている  
 「誠齋雜記」には、享保元年(一七一六)より天保十二年  
 徳川幕府の旗本で勘定奉行組頭をつとめた向山源太夫の

(一) 御取箇辻書付

三、年貢

村御役人中

- 村中惣代
- 忠左衛門 ㊤
- 嘉右衛門 ㊤
- 市郎右衛門 ㊤
- 与十郎 ㊤
- 惣右衛門 ㊤
- 六三郎 ㊤

寛政三年  
 亥十月十九日  
 相済由被仰聞、此段千万恐入当惑仕候、乍併、当年之儀、  
 今更致方も無御座候へ、御検見之節、如何様にも、各  
 より御申訳可被下候、然上へ、来年々村中申合、堀上ヶ  
 五六株通之外、一切刈取申間敷候、尤、道筋三而、荷す  
 れ等有之、無抛場所へ三株通り刈取可申由、致承知候、  
 其余一切刈取申間敷候、為後日村中申合、惣代印形、仍  
 而如件

第 5 表 御取箇辻書付拾ヶ年平均 (上方・関東)

年 代	高	指数	取	指数	免
享保 1 (1716) — 享保 10 (1725)	412.0075 余	100	139.5782 余	100	3.387 余
〃 11 (1726) — 〃 20 (1735)	447.3764 余	108.56	147.7350 余	105.84	3.302 余
元文 1 (1736) — 延享 2 (1745)	459.6668 余	111.57	158.0404 余	113.23	3.430 余
延享 3 (1746) — 宝暦 5 (1755)	442.8588 余	107.49	166.6845 余	119.42	3.763 余
宝暦 6 (1756) — 明和 2 (1765)	442.5009 余	107.40	164.6788 余	117.98	3.721 余
明和 3 (1766) — 安永 4 (1775)	438.0819 余	106.33	151.8487 余	108.79	3.466 余
安永 5 (1776) — 天明 5 (1785)	436.2064 余	105.87	146.3986 余	104.89	3.356 余
天明 6 (1786) — 寛政 7 (1795)	439.2941 余	106.62	141.3323 余	101.26	3.217 余
寛政 8 (1796) — 文化 2 (1805)	449.3038 余	109.05	153.6752 余	110.10	3.420 余
文化 3 (1806) — 〃 12 (1815)	445.2564 余	108.07	149.5765 余	107.16	3.359 余
〃 13 (1816) — 文政 8 (1825)	432.8432 余	105.06	146.2816 余	104.80	3.379 余
文政 9 (1826) — 天保 6 (1835)	420.4538 余	102.05	137.9593 余	98.84	3.281 余

(注) 1. 向山源太夫編「誠齋雜記」癸卯雜記「御取箇辻書付」(「江戸叢書巻の八」192ページ—219ページ)による。  
 2. 「享保 1 (1716) — 享保 10 (1725)」を指数100とする。

第 4 表 樫井村田畑内訳 文化 2 年(1805) 3 月現在

内 訳	石 高	反 別	石 盛	取 米	1 反ニ付
樫井村高	560.476	町反敷 2939.24			
内前々增高無地	78.557				
田 高	530.668	2718.13			
内井路敷無地	0.243				
川 成 無 地	4.28				
残 高	526.145	2718.13	石		
内上田永荒堤敷	0.444	2.03	2.1124 余	石	
残 高	525.701	2716.10		261.118	
上 田	391.152	1851.20	2.1124 余	194.2372	石 1.049 余
中 田	67.104	358.15	1.8718	33.3303	0.93 内
下 田	43.262	264.10	1.6367 内	21.4885	0.813 内
新 田	24.183	241.25	1. —	12.012	0.497 内
長左衛門新田	10. —	100. —	1. —	3.95	0.395
畑 高	29.808	221.11			
内上畑永荒郷蔵敷	0.29	2. —	1.45		
残 高	29.518	219.11		16.934	
上 畑	6.262	35.15	1.764	3.5924	1.012 内
中 畑	0.362	2.22	1.3245 余	0.2077	0.76 内
下 畑	1.335	11.22	1.1378	0.7658	0.653 内
(兎田入作)畑 高	7.116	57.17	1.236	4.0823	0.709 余
新 畑	5.15	51.15	1. —	2.9544	0.574 内
居屋敷	9.293	60.10	1.5404	5.3314	0.884 内
見取畑		20. —		0.078	

文化 2 年 丑 3 月付「田畑仕分書上帳」(関西大学所蔵「奥家文書」)に拠る。

割増額するように幕府に願出て、寛永八年(一六三一)三月に許可されて將軍家光から六万石の朱印状を下附されている。この寛永度の增高は慶長検地帳を基礎にして一斉に二割をかけて算出したもので、この二割増額の一万石が「增高無地」で、樫井村では、それが、七八石五斗五升七合もあったということである。従って、樫井村の実質的な表高は、村高五六〇石四斗七升六合ではなく、「增高無地」を差引いた、四八一石九斗一升九合である筈であるが、農民も対抗上、若干の「隠田」を持っていたことは、次の一紙文書によってうかがわれる。

(関西大学所蔵奥家文書五三九)

一 礼之事

一 当年隠御田之儀、日々敷御触被成、一同致承知罷有候処、心得違ニ而、御田地大ニ刈荒候ニ付、今晚為惣代私共御呼被成、右躰刈荒候而へ、御検見御案内ニ行当り、一向不

第6表-2

御取箇辻書付 (上方・関東)

年代	西曆	高	指数	取	指数	取高率
元文1	1736	万石 456.5359余	111.66	万石 133.4481	96.04	29.23
2	7	456.7151余	111.71	167.0819余	120.24	36.58
3	8	458.0554余	112.03	153.3133	110.33	33.47
4	9	458.3446余	112.10	166.8584余	120.08	36.40
5	1740	458.1523余	112.06	149.2492余	107.41	32.58
寛保1	1	458.6472余	112.18	157.0388余	113.01	34.24
2	2	461.4502余	112.86	141.9558余	102.16	30.76
3	3	462.4664余	113.11	163.6409余	117.76	35.38
延享1	4	463.4076余	113.34	180.1855余	129.67	38.88
2	5	462.8935余	113.22	167.6322余	120.64	36.21
3	6	463.4065余	113.34	(176.6214) 76.6214余	(127.11) 55.14	(38.11) 16.53
4	7	441.5820余	108.01	155.1214余	111.63	35.13
寛延1	8	441.1240余	107.89	159.0491余	114.46	36.06
2	9	439.7089余	107.55	167.3573余	120.44	38.06
3	1750	439.0109余	107.38	169.1726余	121.74	38.53
宝暦1	1	439.4525余	107.48	170.4660余	122.68	38.79
2	2	440.9637余	107.85	171.5630余	123.46	38.91
3	3	441.3541余	107.95	168.0002余	120.90	38.06
4	4	440.7515余	107.80	165.0387余	118.77	37.44
5	5	441.2347余	107.92	164.2551余	118.21	37.23

低率である。「高」に対する「取」の率、すなわち、免が「三」を割るのは、第6表によれば、次の六ヶ年である。  
 享保十九年(一七三四) 二・九五八  
 元文元年(一七三六) 二・九二三  
 天明三年(一七八三) 二・八〇三  
 天明六年(一七八六) 二・四九一  
 天保四年(一八三三) 二・九九二  
 天保七年(一八三六) 二・四七五  
 また、「取」の指数が、「一〇〇」を割る年は、第6表によれば、十八ヶ年もあり、定信政権下の寛政三年(一七九一)も、その指数は、九七・六〇とおちこんでいる。しかも、定信が政権に就く直前の天明六年は、「取」の指数が、七七・八三とおちこんでおり、これは、天保七年の、七四・八四に次ぐものであり、幕府財政の悪化とその危機の状態が如実に示されている。  
 これを、享保改革期(享保元年—延享二年)と寛政改革期(天明七年—寛政五年)との、一ヶ年平均の「高」「取」及び

第6表-1

御取箇辻書付 (上方・関東)

年代	西曆	高	指数	取	指数	取高率
享保1	1716	万石 408.8530余	100	万石 138.9570余	100	33.99
2	7	409.8371余	100.24	136.5060余	98.24	33.31
3	8	404.4570余	98.92	143.5542余	103.31	35.49
4	9	405.0850余	99.08	139.3529余	100.28	34.40
5	1720	405.8180余	99.23	139.5682余	100.44	34.40
6	1	406.6500余	99.46	130.5650余	93.96	32.11
7	2	404.3320余	98.89	141.4290余	101.78	34.98
8	3	411.2390余	100.58	130.3930余	93.84	31.71
9	4	427.8370余	104.64	148.8360余	107.11	34.79
10	5	436.0670余	106.66	146.6215余	105.52	33.62
11	6	431.0100余	105.42	150.0691余	107.99	34.82
12	7	441.4850余	107.98	162.1980余	116.73	36.74
13	8	440.9753余	107.86	146.5486余	105.46	33.23
14	9	444.6688余	108.76	160.8354余	115.74	36.17
15	1730	448.1056余	109.60	155.1345余	111.64	34.62
16	1	453.0908余	110.82	136.5049余	98.24	30.13
17	2	452.1401余	110.59	139.2391余	100.20	30.80
18	3	454.1744余	111.09	146.1986余	105.21	32.19
19	4	454.1816余	111.09	134.3519	96.69	29.58
20	5	453.9331余	111.03	146.2706余	105.26	32.22

- (注) 1. 向山源大夫編「誠齋雜記」癸卯雜記「御取箇辻書付」(「江戸叢書巻の八」192ページ—219ページ)による。  
 2. ( )内の数字は推定。  
 3. 天明5年は、「高取」とも記入なし、「拾ヶ年平均」を基準として推定。  
 4. 文政10年の「高」は、「121.8089」とあるも、前後の関係、「拾ヶ年平均」及び「取」より、「421.8089」の誤りと推定。  
 5. 指数は、享保1年を「100」とする。  
 6. 延享3年の「取」の「76.6214」は、「拾ヶ年平均」より「176.6214」と一応推定。

る。この記事をもとにして作成したのが、第5表及び第6表である。第5表は、十ヶ年を一単位としてその平均を記したものであるが、享保元年より享保十年までの十ヶ年を、指数一〇〇として算出した。また、第6表は、一年ごとに年代順に記したものであるが、享保元年を指数一〇〇として算出した。  
 第5表によると、定信政権時代を含む十年間(天明六年—寛政七年)の御取箇辻が最も低く、免三・二一七余であり、これは注目に値する。但し、その免の低いのは、定信が政権に就く直前の天明六年(一七八六)が、免二・四九一とおちこんだためでもあるが、これは、天保七年(一八三六)の免二・四七五に次ぐ

第6表-4 御取箇辻書付(上方・関東)

年代	西曆	高	指数	取	指数	取率
		万石		万石		
安永5	1776	438.7201余	107.31	156.9988余	112.98	35.79
6	7	439.2791余	107.44	155.6681余	112.03	35.44
7	8	437.2435余	106.94	151.7858余	109.23	34.71
8	9	437.3996余	106.98	152.5452余	109.78	34.88
9	1780	437.1639余	106.92	142.7789余	102.75	32.66
天明1	1	434.8278余	106.35	146.5836余	105.49	33.71
2	2	433.2441余	105.97	146.0933余	105.14	33.72
3	3	435.0709余	106.41	121.9484余	87.76	28.03
4	4	436.0521余	106.65	149.2139余	107.38	34.22
5	5	(433.0629)	(105.92)	(140.3700)	(101.02)	(32.41)
6	6	434.1213余	106.18	108.1485余	77.83	24.91
7	7	436.0544余	106.65	144.4933余	103.98	33.14
8	8	438.4334余	107.23	143.3377余	103.15	32.69
寛政1	9	438.4279余	107.23	141.0414余	101.50	32.17
2	1790	438.0524余	107.14	144.2995余	103.84	32.94
3	1	438.2813余	107.20	135.6289余	97.60	30.95
4	2	439.3572余	107.46	147.0399余	105.82	33.47
5	3	439.3000余	107.45	147.6278余	106.24	33.61
6	4	440.3622余	107.71	147.1301余	105.88	33.41
7	5	450.4516余	110.17	154.5767余	111.24	34.32

し、定信政権もまだ誕生していない陣痛期であり、政権をめぐっての暗闘がつづいていた時期であったためもあるが、この一揆昂揚の時期が、とりもなおさず、定信政権を誕生さす契機ともなったのである。従って、定信政権は、この一揆の現実に対して、農政の修正を余儀なくされたのであり、免の低下もまた、止むをえざることであったのである。しかし、免がいかに低くても、年貢上納そのものは、純粹に無償的な行為であり、かかる点からも、定信の政権がいかに仁政をほどこしたかに見えたとしても、年貢を収奪していることにはかわりはないのである。

なお、幕藩体制下において、百姓一揆、都市騒擾、村方騒動の合計件数が一〇〇件を越えたのは、天明七年の一七七件、天保四年の一三三件、天保七年の一七一一件、天保八年の一三二一件、慶応二年の一八五件の五ヶ年であるが、実に、定信がその政権の座についた、天明七年はその最初の年であったのである。

第6表-3 御取箇辻書付(上方・関東)

年代	西曆	高	指数	取	指数	取率
		万石		万石		
宝暦6	1756	440.6064余	107.77	164.9384余	118.70	37.43
7	7	442.0503余	108.12	155.2846余	111.75	35.13
8	8	442.6889余	108.28	164.9532余	118.71	37.26
9	9	447.1712余	109.37	170.1560余	122.45	38.05
10	1760	446.1631余	109.13	168.5345余	121.29	37.77
11	1	446.5654余	109.22	168.0127余	120.91	37.62
12	2	445.8083余	109.04	167.4699余	120.52	37.57
13	3	437.5836余	107.03	164.3963余	118.31	37.57
明和1	4	437.6432余	107.04	163.6386余	117.76	37.39
2	5	438.7292余	107.31	159.4040余	114.71	36.33
3	6	438.7045余	107.30	153.8971余	110.75	35.08
4	7	439.4756余	107.49	159.8767余	115.05	36.38
5	8	437.8684余	107.10	154.7248余	111.35	35.34
6	9	437.8574余	107.09	159.4461余	114.74	36.42
7	1770	437.1923余	106.93	146.7010余	105.57	33.56
8	1	437.5647余	107.02	135.3282余	97.39	30.93
安永1	2	437.5961余	107.03	152.5624余	109.79	34.86
2	3	437.8819余	107.10	150.8026余	108.52	34.44
3	4	437.9699余	107.12	153.0615余	110.15	34.95
4	5	438.7091余	107.30	152.0866余	109.45	34.67

「免」を対比して示すと、第7表となる。この表に明らかなごとく、「高」「取」「免」ともに、寛政改革期は享保改革期よりもおちこんでいる。このことは、寛政改革期においては、享保改革期におけるごとく、年貢増徴政策を強行するだけの幕府の力がなかったことをものがたっている。それはとりもなおさず、幕府権力の衰退をも示しているのであるが、その一番大きい原因は、百姓一揆、都市騒擾、村方騒動の激化と続出である。

青木虹二氏の労作「百姓一揆総合年表」により、享保元年より慶応三年までの百姓一揆、都市騒擾、村方騒動の件数を示したのが、第8表である。

これによると、百姓一揆、都市騒擾、村方騒動の合計件数が、三〇件以上を越したのは、吉宗政権下においては、享保十七年の三〇件のみであるが、定信政権下においては、天明七年の一七七件、天明八年の三二二件、寛政元年の三六六件、寛政三年の三〇件、寛政五年の三〇件となっていて、実に治政下の過半数の年を占めている。もちろん、天明七年の前半は、前年に田沼政権が崩壊

第6表-6 御取箇辻書付(上方・関東)

年代	西曆	高	指数	取	指数	取率 高
文化13	1816	万石 442.3274余	108.19	万石 148.3067余	106.73	33.53
14	7	441.2452余	107.92	151.8991余	109.31	34.43
文政1	8	433.4570余	106.02	151.9374余	109.34	35.05
2	9	435.2548余	106.46	153.7207余	110.62	35.32
3	1820	433.3634余	105.99	149.0752余	107.28	34.40
4	1	432.6489余	105.82	143.3690余	103.18	33.14
5	2	432.0482余	105.67	149.6240余	107.68	34.63
6	3	433.3886余	106.00	140.3384余	100.99	32.38
7	4	422.3923余	103.31	142.7619余	102.74	33.80
8	5	422.3068余	103.29	131.7840余	94.84	31.21
9	6	422.9389余	103.45	142.8537余	102.80	33.78
10	7	(421.8089) 121.8089余	(103.17)	143.4498余	103.23	(34.01)
11	8	419.4554余	102.59	133.9578余	96.40	31.94
12	9	420.1033余	102.75	139.9289余	100.70	33.31
天保1	1830	418.2691余	102.30	137.8578余	99.21	32.96
2	1	420.1301余	102.76	142.9328余	102.86	34.02
3	2	420.4033余	102.83	139.6390余	100.49	33.22
4	3	420.5910余	102.87	125.8230余	92.71	29.92
5	4	420.2806余	102.80	142.7193余	102.71	33.96
6	5	420.5570余	102.86	130.4313余	93.86	31.01
7	6	420.2493余	102.79	103.9970余	74.84	24.75
8	7	422.9581余	103.45	139.2915余	100.24	32.93
9	8	419.4210余	102.58	130.5746余	93.97	31.13
10	9	419.2837余	102.55	140.7218余	101.27	33.56
11	1840	416.6475余	101.91	138.2698余	99.51	33.19
12	1	416.7613余	101.93	143.4342余	103.22	34.42

第7表 享保改革期と寛政改革期の一ヶ年平均対比

時期	高	取	免
享保改革	万石 439,6836	万石 148,4513	3,376
寛政改革	438,2724	143,3526	3,271

第6表-5 御取箇辻書付(上方・関東)

年代	西曆	高	指数	取	指数	取率 高
寛政8	1796	万石 450.7226余	110.24	万石 155.9023余	112.19	34.59
9	7	450.1193余	110.09	156.1828余	112.40	34.70
10	8	450.4565余	110.18	154.4821余	111.17	34.29
11	9	449.9020余	110.04	150.1108余	108.03	33.37
12	1800	449.3395余	109.90	155.2740余	111.74	34.56
享和1	1	447.4977余	109.45	155.8351余	112.15	34.82
2	2	448.8636余	109.79	144.3666余	103.89	32.16
3	3	448.5711余	109.71	156.2872余	112.47	34.84
文化1	4	448.7780余	109.77	153.6203余	110.55	34.23
2	5	448.7885余	109.77	154.6915余	111.32	34.47
3	6	448.2740余	109.64	151.9075余	109.32	33.89
4	7	445.3870余	108.94	142.5102余	102.56	32.00
5	8	445.9079余	109.06	139.1881余	100.17	31.21
6	9	445.7080余	109.01	150.1989余	108.09	33.70
7	1810	445.5394余	108.97	152.7031余	109.89	34.27
8	1	447.8873余	109.55	153.2910余	110.32	34.23
9	2	413.4556余	101.13	152.0969余	109.46	36.79
10	3	443.7453余	108.53	150.1877余	108.08	33.85
11	4	444.2669余	108.66	153.5799余	110.52	34.57
12	5	442.3929余	108.20	150.1023余	108.02	33.93



年次	百姓 一揆	都市 騒擾	村方 騒動	合計
安永 5	6	—	10	16
6	6	6	10	22
7	10	4	12	26
8	8	—	17	25
9	5	1	18	24
不詳	—	—	12	12
小計	(71)	(14)	(114)	(199)
天明 1	19	2	13	34
2	18	5	15	38
3	47	27	11	85
4	20	8	7	35
5	18	1	13	32
6	35	7	15	57
7	50	53	14	117
8	19	1	12	32
不詳	7	—	3	10
小計	(233)	(104)	(103)	(439)
寛政 1	15	—	21	36
2	9	—	15	24
3	12	—	18	30
4	11	2	13	26
5	11	1	18	30
6	8	1	16	25
7	20	—	12	32
8	14	3	18	35
9	10	—	19	29
10	17	1	9	27
11	7	4	8	19
12	8	—	24	32
不詳	3	—	6	9
小計	(145)	(12)	(197)	(354)
享和 1	15	1	18	34
2	12	2	15	29
3	9	1	17	27
不詳	—	1	2	3
小計	(36)	(5)	(52)	(93)
文化 1	12	—	9	21
2	9	2	9	20
3	14	—	13	27
4	14	1	15	30
5	9	—	25	34
6	9	—	21	30
7	7	3	25	35
8	18	1	23	42
9	31	1	19	51
10	23	—	20	43
11	18	—	23	41
12	13	1	20	34
13	23	—	16	39
14	9	1	28	38
不詳	4	—	5	9
小計	(213)	(10)	(270)	(493)
文政 1	14	2	17	33
2	17	—	20	37
3	8	2	22	32
4	14	3	21	38
5	13	4	27	44
6	24	5	22	51
7	12	1	28	41
8	28	—	30	58
9	11	6	18	35
10	16	2	18	36
11	22	4	18	44
12	12	5	35	52
不詳	—	—	9	9
小計	(191)	(34)	(285)	(510)
天保 1	23	7	22	52
2	29	3	36	68
3	19	—	33	52
4	72	23	38	133
5	30	11	30	71
6	12	3	32	47
7	98	31	42	171
8	55	14	43	112

表 8 表

年次	百姓 一揆	都市 騒擾	村方 騒動	合計
享保 1	13	—	7	20
2	10	1	7	18
3	11	1	8	20
4	9	1	12	22
5	14	—	4	18
6	8	1	7	16
7	14	—	9	23
8	6	—	8	14
9	10	1	7	18
10	8	—	9	17
11	9	—	6	15
12	7	1	9	17
13	9	1	7	17
14	6	—	7	13
15	5	—	2	7
16	8	2	7	17
17	16	3	11	30
18	11	6	7	24
19	10	1	4	15
20	9	—	8	17
不詳	10	1	9	20
小計	(203)	(20)	(155)	(378)
元文 1	14	4	8	26
2	7	2	13	22
3	16	1	5	22
4	13	2	8	23
5	8	—	9	17
不詳	1	—	1	2
小計	(59)	(9)	(44)	(112)
寛保 1	10	—	8	(18)
2	15	1	8	(24)
3	9	1	—	(10)
小計	(34)	(2)	(16)	(52)
延享 1	6	—	7	13
2	15	2	5	22
3	10	4	7	21
延享 4	10	1	6	17
不詳	2	—	3	5
小計	(43)	(7)	(28)	(78)
寛延 1	16	—	12	28
2	31	—	8	39
3	23	—	13	36
不詳	—	—	1	1
小計	(70)	—	(34)	(104)
宝暦 1	14	—	4	18
2	13	1	9	23
3	5	1	10	16
4	14	—	4	18
5	19	4	5	28
6	16	4	9	29
7	10	1	6	17
8	12	—	8	20
9	13	5	8	26
10	6	1	13	20
11	10	—	6	16
12	9	3	12	24
13	4	1	1	6
不詳	5	—	3	8
小計	(150)	(21)	(98)	(269)
明和 1	12	1	13	26
2	4	1	10	15
3	4	—	8	12
4	5	2	11	18
5	23	6	13	42
6	20	2	10	33
7	17	3	6	26
8	13	—	6	19
不詳	2	—	3	5
小計	(100)	(15)	(80)	(195)
安永 1	8	1	9	18
2	18	—	10	28
3	6	1	10	17
4	4	1	6	11

第9表 年貢割付・年貢皆済

年号	年代	年貢割付		年貢皆済			備考
		納銀	納米	納銀	納米	納米	
安永1年	1772	0.09865	255.331	2.63714	217.642		検見取
2年	1773	0.09865	226.051	2.0868	190.937		"
3年	1774	0.09865	229.922	2.03176	194.118		"
4年	1775	0.09865	253.527	2.3872	213.595		"
5年	1776	0.09865	263.206	2.51987	221.175		"
6年	1777	0.09827	270.16748	2.33101	235.366		"
7年	1778	0.01308	276.746	2.39982	235.854		"
8年	1779	0.01308	285.309	2.20991	243.343		定免
9年	1780	0.01308	285.309	2.1146	243.343		"
天明1年	1781	0.01308	285.083	2.44862	243.075		"
2年	1782	0.01308	258.586	2.43717	219.922		"
3年	1783	0.01308	277.591	—	—		"
4年	1784	0.01308	277.591	2.94294	236.529		"
5年	1785	0.01308	277.591	3.17117	236.529		"
6年	1786	0.01308	269.506	25.31557	—		"
7年	1787	0.09827	270.989	3.01204	231.234		検見取
8年	1788	0.09677	231.318	2.50934	202.937		"
寛政1年	1789	0.09677	256.379	2.73897	225.492		検見取
2年	1790	0.09677	255.243	2.78051	224.47		"
3年	1791	0.09677	219.52	2.58071	192.319		"
4年	1792	0.09677	279.034	3.22563	236.382	19. —	"
5年	1793	0.09677	283.11	2.64195	249.55		定免
6年	1794	0.09677	283.11	3.095096	212.55	74. —	"
7年	1795	0.09677	283.11	3.30063	249.7246		"
8年	1796	0.09677	283.21	3.0595	249.9046		"
9年	1797	0.09677	283.96	7.906136	187.986		"
10年	1798	0.09677	283.96	2.989266	250.315		"
11年	1799	0.09677	283.96	3.195236	250.315		"
12年	1800	0.09677	283.962	3.199576	250.317		"
享和1年	1801	0.09677	283.962	2.881226	250.317		"
2年	1802	0.09677	283.962	2.674916	250.317		"
3年	1803	0.09677	283.962	2.849826	250.317		"
文化1年	1804	0.09677	283.962	3.239216	205.017	90.6	"
2年	1805	0.09677	283.962	2.934586	250.317		"
3年	1806	0.09677	283.963	2.665636	250.318		"
4年	1807	0.09677	283.963	2.997126	250.318		"
5年	1808	0.09677	283.963	2.829606	234.168	32.3	"

年次	百姓 一揆	都市 騷擾	村方 騒動	合計	年次	百姓 一揆	都市 騷擾	村方 騒動	合計
天保9	18	2	30	50	安政1	18	3	33	54
10	13	1	26	40	2	15	2	27	44
11	7	1	29	37	3	13	2	34	49
12	12	—	35	47	4	11	1	42	53
13	24	5	30	59	5	29	11	31	72
14	21	—	25	46	6	14	4	28	46
不詳	12	1	14	27	不詳	4	1	4	9
小計	(445)	(101)	(456)	(1,011)	小計	(104)	(24)	(199)	(327)
弘化1	7	2	39	48	万延1	(43)	(3)	(45)	(91)
2	8	2	38	48	文久1	15	7	33	55
3	16	1	37	54	2	13	4	23	40
4	14	2	25	41	3	18	3	27	48
不詳	2	—	1	3	不詳	—	—	2	2
小計	(47)	(7)	(140)	(194)	小計	(46)	(14)	(85)	(145)
嘉永1	13	2	30	45	元治1	(24)	—	(26)	(50)
2	13	3	32	48	慶応1	22	8	39	69
3	15	4	24	43	2	106	35	44	185
4	10	1	31	42	3	34	7	39	80
5	4	—	35	39	不詳	4	—	3	7
6	22	1	25	48	小計	(166)	(50)	(125)	(341)
不詳	3	—	4	7					
小計	(80)	(11)	(181)	(272)					

青木虹二著「百姓一総合年揆表」による。

(二) 櫻井村年貢

安永元年(一七七二)より、文化十一年(一八一四)までの、櫻井村の年貢割付及び年貢皆済を示すと、第9表となる。この表によって、明らかなく、定信政権下の年貢は、検見取となっていて若干の不同がある。定信が老中を辞職したのは、寛政五年七月二十三日であるが、その寛政五年の時点から定免制が実施されて、かなり長期にわたって、年貢割付は、ほぼ一定となっている。この定免制は、天領全般に渡るのか、どうかは、検討を要するところであるが、「御取箇辻書付」においても、寛政八年より文化二年までの十年間の「取」が、指数一〇・一〇を示し、幕府財政

年号	年代	本田免率
明和7年	1770	4.241
8年	1771	4.122
安永1年	1772	4.391
2年	1773	4.046
3年	1774	3.934
4年	1775	4.322
5年	1776	4.511
6年	1777	4.757
7年	1778	4.767
8年	1779	4.917
9年	1780	4.917
天明1年	1781	4.917
2年	1782	4.917
3年	1783	4.917
4年	1784	4.917
5年	1785	4.917
6年	1786	4.917
7年	1787	4.785
8年	1788	4.064
寛政1年	1789	4.516
2年	1790	4.496
3年	1791	3.987
4年	1792	4.919

年号	年代	本田免率
寛政5年	1793	4.993
6年	1794	4.993
7年	1795	4.993
8年	1796	4.994
9年	1797	5.005
10年	1798	5.008
11年	1799	4.967
12年	1800	4.967
享和1年	1801	4.967
2年	1802	4.967
3年	1803	4.967
文化1年	1804	4.967
2年	1805	4.967
3年	1806	4.967
4年	1807	4.967
5年	1808	4.967
6年	1809	4.967
7年	1810	4.967
8年	1811	4.967
9年	1812	4.967
10年	1813	4.967
11年	1814	4.967

(注) 年貢免定 (関西大学所蔵奥家文書) による。

6年	1809	0.09677	283.965	3.817831	250.32	"
7年	1810	0.09677	283.965	2.445056	250.32	"
8年	1811	0.09677	283.965	2.664986	250.32	"
9年	1812	0.09677	283.971	2.454146	250.325	"
10年	1813	0.09677	283.971	2.700736	250.325	"
11年	1814	0.09677	283.971	2.814666	250.325	"

(注) 年貢免定・年貢皆済目録 (関西大学所蔵奥家文書) による。

第10表 本田免率

年号	年代	本田免率	
		〔東〕	〔西〕
享保5年	1720	5.704	5.704
6年	1721	5.65	—
7年	1722	5.68	5.66
8年	1723	5.57	5.57
9年	1724	5.652	—
10年	1725	5.619	5.619
11年	1726	5.695	5.71
12年	1727	5.729	5.799
13年	1728	6.103	6.121
14年	1729	6.032	6.105
15年	1730	6.058	6.073
16年	1731	6.059	6.075
17年	1732	6.065	6.099
18年	1733	6.075	6.094
19年	1734	6.077	—
20年	1735	6.02	—
元文1年	1736	6.033	6.053
2年	1737	6.035	6.054
3年	1738	6.031	6.058
4年	1739	6.041	6.072
5年	1740	5.903	6.066
寛保1年	1741	5.703	5.866
2年	1742	3.545	3.546
3年	1743	6.035	6.054

年号	年代	本田免率
延享1年	1744	6.439
2年	1745	—
3年	1746	5.505
4年	1747	4.293
寛延1年	1748	5.213
2年	1749	6.45
3年	1750	5.436
宝暦1年	1751	5.697
2年	1752	5.697
3年	1753	5.599
4年	1754	5.339
5年	1755	5.524
6年	1756	4.559
7年	1757	5.639
8年	1758	5.54
9年	1759	5.741
10年	1760	5.573
11年	1761	5.657
12年	1762	5.73
13年	1763	5.736
明和1年	1764	5.337
2年	1765	5.503
3年	1766	4.749
4年	1767	5.207
5年	1768	4.462
6年	1769	4.643

の好転に多少の寄与を果していることがうかがわれる。この定免制は寛政改革のいわゆる遺老たちが、老中職を辞した定信の意を体して、実施したかも知れないと想像される。

次に、享保五年(一七二〇)より、文化十一年までの、榎井村の本田に対する免を示すと、第10表となる。これによると、享保改革期の免は、三・五四五―六・四三九の間にあり、寛政改革期の免は、三・九八七―四・九九三の間にある。このことより、榎井村においても、天領全般の趨勢と同じく、寛政改革期の免は、享保改革期の免よりも低免である。

#### 四、地主小作関係

寛政四年九月付「子年榎井村諸納所庭帳」(関西大学所蔵奥家文書四四六)により、その時点における、部落の人々の地主小作関係を示すと、第11表・第12表・第13表となる。

第12表 地主小作関係Ⅱ

地主(部落)	納高	小作(部落)	地主(部落)	納高	小作(部落)			
甚兵衛	匁 46.0	〔納〕 清兵衛 平次郎 甚七 〔納〕 〔六日納〕 〔初〕 〔追斗〕	弥次兵衛	匁 16.3	〔納〕 〔納〕 〔六日納〕 〔初〕 〔追斗〕			
	石 0.42			石 0.7				
	0.32			0.213				
	0.7			0.049				
	0.8			0.065				
	0.338							
	0.135							
	0.184							
	計			2.9		計	1.027	
	八郎兵衛			匁 66.4		〔納〕 藤八 〔六日納〕 〔初〕 〔追斗〕	藤八	匁 24.0
石 1.86		石 1.1						
1.856		0.342						
0.199		0.072						
0.266		0.096						
計		4.181	計	1.51				
平兵衛	匁 14.7	〔納〕 〔納〕 左右衛門 〔六日納〕 〔初〕 〔追斗〕	吉兵衛	0.14	〔初追斗り共一式納〕 〔 〃 〕 〔 〃 〕 〔 〃 〕 〔 〃 〕 〔 〃 〕			
	石 0.057			善次郎 0.16				
	0.2			平助 0.117				
	0.565			六兵衛 0.033				
	0.044			庄八 0.14				
	0.059			庄三 0.372				
	計			0.925		合計銀	匁 167.4	石 (内小作4.5)
						米	石 11.505	

(注) 1. 寛政四年九月付「子年極井村諸納所庭帳」による。

2. [ ] は、地主納を示す。

第11表 地主小作関係Ⅰ

地主(本村)	納高	小作(部落)	地主(本村)	納高	小作(部落)
定七	石 1.24	嶋吉助 庄三 文七 久兵衛 清兵衛 権兵衛 藤七 平次郎 平八 平兵衛	四郎右衛門	石 0.75	嶋甚七 又七 五兵衛 甚七 五兵衛 喜兵衛 平次郎 平兵衛 佐兵衛 庄右衛門 喜兵衛 又七 庄三 平八 平二郎 藤八 藤七 平次郎 (名ナシ) 伊八 平次郎 平八 平七 言兵衛 平次郎 平八 又七 平八 平兵衛
	1.5			伊三郎 0.11	
	0.4			平右衛門 2.1	
	1.1			〃 1.21	
	1.28			〃 0.5	
	2.41			十右衛門 1.65	
	0.895			新六 0.743	
	1.653			〃 0.743	
	0.71			太左衛門 1.1	
	1.62			〃 0.12	
0.43	権兵衛 1.35				
1.05	〃 0.99				
1.45	次郎右衛門 1.1				
0.93	〃 0.8				
0.802	作右衛門 0.02				
1.38	嘉七 0.02				
0.01	六三郎 0.56				
0.14	〃 1.105				
善右衛門 2.08	〃 0.2				
市郎右衛門 0.474	〃 0.01				
伊兵衛 0.99	〃 0.201				
平吉 1.5	助右衛門 0.5				
〃 0.6	〃 0.55				
〃 1.45	〃 3.1				
〃 0.5	〃 0.276				
〃 1.1	安兵衛 1.6				
長兵衛 1.5	長右衛門 0.59				
忠兵衛 1.58	〃 0.67				
理兵衛 1.65	〃 1.9				
惣左衛門 0.5	〃 0.02				
〃 0.36	六兵衛 1.6				
〃 0.02	計				
四郎右衛門 0.9	石 60.072				
〃 0.3					

(注) 寛政四年九月付「子年極井村諸納所庭帳」による。

第13表 小作〔部落〕

名	納	高
		石
平藤	二郎	7.一
平喜	八衛	6.802
又	衛七	5.443
庄	七	4.5
平	門七	4.47
吉	三助	3.99
平	八衛	3.96
権	兵衛	3.276
五	七	3.一
藤	衛七	2.89
清	衛七	2.76
吉	衛七	2.55
安兵衛	衛七	2.5
久	衛七	2.一
権	衛七	1.7
伝	衛七	1.6
伊	衛八	1.38
文	衛七	1.一
左	衛八	1.一
弥次	衛七	1.一
嶋	衛七	0.721
	門七	0.4
	衛七	0.32
	衛七	0.3
	衛七	0.01
計		64.572

(注) 寛政四年九月付「子年櫻井村諸納所庭帳」による。

第11表は、本村の地主二十八名と、部落の小作二十六名との年貢納高を通じての関係が示されているが、この納高は、領主(徳川十一代將軍家齊)への年貢米のみで、地主への小作米は含まれていない。従って、小作の人々は、領主よりの収奪のみならず、これ以外に地主よりの収奪をもうけるのであり、かかる二重の収奪の結果、作徳米として手もとにのこるのは、極めて僅小となる。この寛政四年は検見取であるが、その収奪率は、高免で四・八七三、毛付免で四・九一九であるが、小作米の収奪率は不明である。この表で明らかなく、部落の人々と、地主小作関係を最も多く結んでいるのは、庄屋奥源兵衛であり、小作人は十名、その納高は、十四石七斗六升である。従って、当然、小作高にに応じて、奥源兵衛が入手する小作米も多いという

ことである。

なお、奥家の持高は、現存する史料によると、宝永六年(一七〇九)の名寄帳には、十二石五斗七升四合とあり、村内第二位の持高である。また、享保五年(一七二〇)の村鑑には、十八石六斗二合とあるが、村内における順位は不明である。しかし、明和八年(一七七二)卯三月改「田畑宛米帳」では、四十八石五斗七合一斗とされており、おそらく、村内第一の高持となっていたのであろう。さらに、文化九年(一八一二)申三月付「一向宗切支丹宗門御制禁寺請帳」では、七十八石九斗四升九合四夕となり、明白に群を抜いて、村内第一の地主となっている。

第12表は、部落の地主十一名の納高及び部落の地主四名と、部落の小作五名との年貢納高を通じての関係が示され

ている。この部落の地主中には、本村地主と小作関係を結んでいるものが、六名、すなわち、平兵衛(五石四斗四升三合納)・藤八(四石九斗四升二合納)・庄三(三石納)・吉兵衛(一石六斗納)・六兵衛(一石三斗八升納、ただし安兵衛と共作)・弥兵衛(三斗納)があり、また、部落地主と小作関係を結んでいるものは、一名、藤八(一石八斗六升納)がいる。

には、部落の人々の納米(粃も含む)七一石五斗七升七合・納銀一六七匁四分も含まれている。

### 五、身分差別政策

儒教的人格者であったとされる松平定信はとりもなおさず差別的体質の持主であった。そのことは、定信の書き残した著書からもうかがわれるところであるが、なによりも身分差別政策そのものが端的に証明している。

「日本財政経済史料巻九」より  
一、欠落もの帳外可申付心得之事

従って、この時点での、部落の人々の農民としての内訳は、地主五名・地主兼小作六名・小作二十名、合計三十一名となる。これは、安永七年(一七七八)五月の時点で、部落の家数が三十軒であることを思えば、それから十四年以後の寛政四年には、若干の増加があるものと想定しても、恐らく、部落の人々の主たる職業形態は、農民である、と考えられる。そして、部落の人々の主たる収入は、小作による作徳米その他であると考えられる。

この年の領主への納米は、二三六石三斗八升二合・納銀は一九石・納銀は三貫二五匁六分三厘であり、このなか

寛政四子年二月被仰渡書之内、貧窮に迫欠落致候もの申付、六ヶ月相立不尋出候得ば、御答之儀并欠落もの行衛永尋可申付旨不知致来候処、帳外に成候而も永尋之儀残り有之、他領に而悪事致召捕、先方より掛合有之時無構とは難申、御代官へ引請候様相成候間、以来永尋之不及沙汰、跡取計方之儀可相伺、左候は、其節令下知候間、右之分他領に而悪事致捕候由に而、先方より掛合有之候は、帳外之ものに付無構之段可被及挨拶、且是迄永尋被申付候方も、他領に而悪事致捕候由に而、先方より掛合有之節、兼而久離帳外之承届置、御料所に而之悪事無之ものは、帳外ものに付無差構段可被及挨拶旨被仰

渡有之候  
但、穢多非人困窮に而欠落候分者、永尋申付候定例に可有之事

「徳川時代警察沿革誌上巻」6

非人困窮に迫り欠落いたし候類は六切尋候に不及非人頭にて取計悪事等有之欠落いたし候は、六切尋申付不尋出上は左の通

書面誰儀今以行衛不相知上者尋申付被置候もの共度々日延の上下尋出段不尋に付一同急度叱り置永尋申付證文取之可被差出候以上

右之通寛政五丑年四月六日越前守殿御宅御内寄合にて評議相極候

但同年三月の御代官伺に留有之事

この「穢多非人欠落」及び「非人欠落」に対する「永尋」の指令は、「穢多」及び「非人」（ただし非人素生のもの）の身分を強固に固定したものであり、「穢多」及び「非人」は末永劫死に至るまで「穢多」は「穢多」、「非人」は「非人」との強烈なる差別思想を貫徹したものである。

寛政四年二月の「欠落もの帳外可申付心得之事」の但し書には「穢多非人困窮に而欠落候分者、永尋申付候定例に可有之事」とあるが、これは明らかに、田沼政権時代の安永十年二月の次の指令を「定例」として踏襲しているので

あり、この点、田沼政権を否定して成立したかに見える定信政権も、幕藩体制の本質である身分差別体制をも否定することはしなかつたのである。

「徳川時代警察沿革誌上巻」6

穢多非人欠落取計方

- 一、穢多非人の欠落永尋、同旧離帳外願出候共、不承届積
- 一、穢多旧離・勘当願出候は、外村穢多非人どもへ引渡、親類義絶為致候積、村役人より為申渡候積
- 一、非人は旧離・勘当と申者無之事
- 一、無高の穢多数欠落候は、無日限尋申付、奉行所に届に不及
- 一、高持の穢多は六切相立不尋出候は、跡株は御勘定所之可被伺旨、御下知有之

一、非人及困窮欠落いたし候類は、日限尋不及、非人頭には取計、悪事有之欠落いたし出切尋申付、不尋出上は、書面誰儀、今以、行衛不相知上は、尋申付被置候者、度々日延の上、不尋出段不尋に付、一同急度叱り置、永尋申付、証文取之可被差出候、以上

但、非人善七手下は御府内に限り、在方は弾左衛門手下の由

また、田沼政権時代に「穢多非人の類素人へ引上之事」について、弾左衛門より差出した書付が、次の通り、「徳

川時代警察沿革誌上巻」に収録されているが、この書付の主旨は、その後も踏襲されてゆくのである。

安永六年五月八日（後桃園天皇  
十代將軍家治）

穢多非人の類素人へ引上之事

先年武州榛澤郡新戒村穢多醫道功者にて村方調法に相成候間平人に引上醫師にいたし度旨申之向寄の非人頭差障候に付其節の支配御代官より奉行所へ内伺いたし候處左の通弾左衛門より差出候書付御渡有之候事

全體非人素生のもの者素人<sup>素カ</sup>には不仕候往古より作法にて御座候尤素人一旦非人に相成候ものも拾ヶ年相立不申内者其非人の縁者より引上申度段非人小屋え申來候節其趣非人頭共より私方え申出候問證文を取素人にいたし候様申付候尤拾ヶ年相立候ては素人に不仕候作法に御座候然共非人より素人に相成候儀出世に御座候間近來年永久敷非人にても其非人の縁者より引上申度段非人頭共方え相願候得者一應右作法之趣申聞類に引上申度段申之候もの者證文を取為引上候得共前書に申上候非人素生のもの素人には不仕候作法に御座候

右の趣御尋に付乍恐以書付奉申上候以上

浅草

弾左衛門

ここには、穢多身分の医者功者の人に対して、その村方より平人身分に引上げて医師にしたい旨申出たことについて述べているが、この穢多身分の人の処置については記されていない。しかし、穢多身分の足抜きのできないことは、すでに定例となっていたのであり、ここには、非人についての取扱いが示されている。

素人より非人身分となったものは、十年以内ならば、縁者より引上げたい旨、非人小屋へ申し出た時は、非人頭より穢多頭（弾左衛門）へ申し出て、証文をとって、非人身分より素人へ引上げている。いわゆる足洗いである。身的には、「穢多」より下の「非人」が、足洗いして、「素人」となるという、このからくり。「穢多」身分は、足抜きできず、その下の身分である「非人」は、足抜きできるといふ巧妙なからくり。まさに、賤民支配統制のみならず、民衆全般に対しても巧妙なからくりといふべきである。そして、十年以上経過しても、原則として非人より素人となることはできないが、縁者より引上げたい旨、非人頭へ願出たならば、引上げない旨の原則を申し聞かせ、それでも、しきりに引き上げたい旨申し出た時は、これも証文をとって素人に引き上げている。従って、十年というくぎりの年限は、おいてはいるが、ともに縁者よりの申出で、非人より素人としているのである。

しかし、もともと非人素生のものは、素人には、引上げしない作法となっており、これは、穢多身分のものも同様である。従って、素人から非人になったもののみ、素人に引上げて「出世」する機会が与えられるということである。この素人が、非人にされるということは、支配権力による、被支配者一般への、ひとつの見せしめであり、その非人から素人への身分の引上げに対する権限は、非人頭、穢多頭ももっているのである。もとより、その権限の根元は幕府にあるのであり、非人頭、穢多頭は、その権限を委託されているにすぎない。

穢多及び非人素生のものの素人への身分引上げは、どのような能力があろうとも絶対に実施しないという、この差別。ここに、幕藩体制下における、人間蔑視、人権無視の思想が貫徹しているのである。それとともに、この書付は、弾左衛門よりの答申となっているが、ここに、賤民身分内部の統制の問題がある。この内部規制こそ、「穢多」は末来永劫「穢多」であるとの強烈な差別思想を植え付けたものであり、そのようにしたのは、もとより支配権力ではあるが、それに忠実に迎合した、穢多頭、非人頭の存在そのものにも問題がある。

この内部規制の問題は、先にあげた、安永十年二月の「穢多非人欠落取計方」の文書にも端的に示されている。

この六条からなる「穢多非人欠落取計方」の非人は、いわゆる「非人素生」の人々であると推定されるが、その「取計」の第一条は、「穢多非人の欠落永尋」とあり、そこに苛烈なるばかりの内部規制のすさまじさが露出している。この「永尋」の二字のなかに、「穢多非人」は末来永劫「穢多非人」であるとの身分差別の思想が貫徹しているであり、この「永尋」は、人格者であるとされる松平定信の老中時代である寛政四年二月にも再度、確認されていることは先に見た通りである。

なお、寛政三年十一月の服忌令は、元禄服忌令を踏襲したものであるが、牛馬の食穢を百五十日と規定し、営々として生産活動に従事している農民としての穢多身分の人々への差別感情をさらに助長しているのである。